



札幌市告示第1749-12号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成25年札幌市告示398号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について指定を解除する。

平成30年（2018年）3月30日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市清田区美しが丘1条10丁目288番1の一部
札幌市清田区美しが丘1条10丁目452番3の一部
- 2 特定有害物質
トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去、原位置での浄化による除去